

2020年2月28日

全国労働組合総連合
議長 小田川義和 様

愛知県労働組合総連合
議長 知崎広二
第一交通労働組合
執行委員長 成田喜博

第一交通争議への緊急支援のお願い

みなさんの日頃からのご奮闘に敬意を表します。

第一交通争議は、愛知県労働委員会による不当労働行為棄却決定が、委員長・書記長の不当解雇裁判にも組合員の不当雇止め裁判にも悪影響を与え不当判決が出されています。

その特徴は、不当労働行為に言及することなく解雇や雇止めが就業規則などに照らして有効かを判断するだけのものであり、この争議の本質である労働組合つぶしから目をそらしたものです。

第一交通労組と弁護団は、両裁判とも控訴してたたかいをすすめています。1月29日に行われた不当解雇裁判の控訴審第1回口頭弁論では、裁判長が「よく考えたい」として鯨第一交通の河原畑社長の証人尋問も含めて検討されることとなりました。

しかし、不当労働行為を争う中央労働委員会では、河原畑社長を証人として採用し審問を行うことに積極的ではないとの観測もあり、不当解雇事件と雇止め事件を争う高裁での審理に冷や水を浴びせかねない状況となっています。

こうしたもとの、中央労働委員会でのたたかいにはなんとしても勝利する必要がある、緊急FAX要請をとりくみますので積極的な支援を要請します。

記

1. 緊急FAX要請について

別紙の要請書に組合名と連絡先を記入いただき、中央労働委員会事務局に直接FAXで送信ください。

送付先 中央労働委員会事務局 FAX 03(5403)2250

期間 ①可能な限り3月5日(木) ②これに間に合わない場合は3月中旬まで

中央労働委員会 御中

FAX 03(5403)2250

第一交通事件における 不当労働行為を正確に判断するには 河原畑社長の審問が必要です

9. 11事件が正当な組合活動かどうかは、河原畑社長が前日の組合に対する勤務変更の撤回の約束に違反していたかどうかによって変わります。懲戒処分や休職期間満了、雇止の際、他の労働者に比べて不利益な扱いをした理由などは、河原畑社長以外にわかりません。

不当労働行為の認定に不可欠な代表取締役の河原畑社長を是非、証人として採用してください。

2020年 月 日

組合・団体名

住所